

調布市規則第 28 号

調布市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号。以下「法」という。）、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 238 号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 110 号。以下「規則」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則における用語の意義は、法及び規則の例による。

(認定申請書に添付する書類)

第 3 条 規則第 1 条の 2 第 1 項の規定により市長が必要と認める書類は、法第 5 条の 3 第 1 項の規定による認定の申請に係る管理計画が法第 5 条の 4 各号（第 4 号を除く。）に掲げる基準に適合するものであることをマンション管理適正化推進センターが証する書類の写しとする。

(申請の取下げ)

第 4 条 法第 5 条の 3 第 1 項の規定による認定の申請、法第 5 条の 6 第 1 項の規定による認定の更新の申請又は法第 5 条の 7 第 1 項の規定による変更の認定の申請を取り下げようとする者は、取下げ届（第 1 号様式）により市長に届け出なければならない。

(不認定通知)

第 5 条 市長は、前条の申請に係る管理計画が法第 5 条の 4 各号に掲げる基準に適合しないと認めたときは、その旨を不認定通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

(報告の徴収)

第6条 市長は、法第5条の8の規定により認定管理者等に対し管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求めるときは、報告依頼書（第3号様式）により行うものとする。

2 前項の報告を求められた認定管理者等は、報告書（第4号様式）により報告するものとする。

（改善命令）

第7条 市長は、法第5条の9の規定による命令をするときは、措置命令書（第5号様式）により行うものとする。

（管理の取りやめ）

第8条 法第5条の10第1項第2号の申出をしようとする認定管理者等は、取りやめ届（第6号様式）により市長に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第9条 市長は、法第5条の10第2項の規定により通知するときは、認定取消通知書（第7号様式）により行うものとする。

（雑則）

第10条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。